破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９３号
北海道美唄市字光珠内6621番地（光珠内町４区）
債務者　水谷　和則
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第９４号
北海道美唄市字チャシュナイ834番地の８（茶志内町２区）
債務者　田中　広恵
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１号
山形県鶴岡市茅原字西茅原37番地41
債務者　百瀬真由美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第２０７号
愛知県一宮市平島２丁目13番14号　パルクアヴァン202号
債務者　滝口　　裕
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４７号
愛知県一宮市末広３丁目16番地５　フォーブル末広Ｂ―102号
債務者　髙山　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８号
愛知県一宮市あずら３丁目11番８号　メゾンドフォーレ二番館103号
債務者　木村　光明
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２０号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一５番地１加藤マンション306号
債務者　西山　明美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７５７号
大阪市港区波除５丁目６番10―501号
債務者　中森　太一
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２２号
大阪市北区本庄東１丁目１番２―Ａ207号
債務者　吉田　誠也
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３３号
大阪市城東区永田３丁目２番39―909号
債務者　畑　加奈子（旧姓長谷部）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８９号
大阪府茨木市耳原３丁目８番33号　ビエント美奈原　203号
債務者　箕谷　紘一
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９６号
大阪市港区三先２丁目19番９―503号、前住所大阪市住之江区南港北１丁目17番19―616号
債務者　中野　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３８号
大阪市西区阿波座２丁目４番４号　802
債務者　田中　久義
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７３号
大阪市淀川区田川北３丁目１番３号　メゾンウメハラ　303号
債務者　野尻　友子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９３号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番20号　豊里丸富マンション　303号
債務者　角野　雅則
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５７号
大阪市住之江区浜口西１丁目11番16号
債務者　米野　由夫
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部